

第 46 回理事会議事録

開催日時 2006 年 8 月 23 日（水） 13 時 10 分～16 時 30 分

開催場所 品川区第二区民センター 第 2 集会室

出席者 理事 柏木 寛、村瀬 禎男、新家 彦司、黒山 昭宣、小泉 鐵夫、石田 紘三、黒澤 東雄、萩原 貞雄 以上 8 名
監事 平田健二

開会（13 時 10 分）

1、出席者の確認と議事録署名人の指名

理事 8 名が出席。議事録署名人に黒山、石田両理事を指名。

2、第 45 回理事会議事録の確認

異議無く承認された。

3、理事長挨拶

経済力のある家庭は子供を有名校に通わせる。そこでは知識偏重の教育が行なわれ、知識を実践することが少なく、また知識が自然界の現象に遭遇する場がなく、人が知識を体感する機会が少ない。これでは、自然をじっくり見つめ、独創性を働かせることにより伸びる科学者、技術者は育たない。会社の世界でも創業者がいなくなり、学閥、閥閥が幅を利かせている。政治の世界では、現場を知らない 2 世議員が采配するようになっている。どの世界も後継者の実体験の不足を感じる。後進を育てるには、知識に頼らず、自然界に接するなどして、現場で実際に体験する等の機会を与える必要がある。

4、審議事項

（1）SEF 運用規定の一部改訂

黒山専務理事からの提案により、SEF 運用規定の一部改訂案が審議された。審議結果は添付の SEF 運用規定 平成 18 年 8 月 28 日付け改訂のとおり改訂することを決定した。改訂内容に関して下記の意見が出され、同意された。

- ・ 特定営利活動促進法では社員の資格の得喪に関して、不当な条件をつけないとなっている。NPO 法に反する活動、宗教活動、政治活動、選挙活動等を行なう恐れのあるもの、また当 NPO は同法の趣旨に沿って運営しており、当 NPO の趣旨に反して活動を行なうものの入会を認めないことがあり得る。
- ・ 知的所有権に関して、新たに規約を定めたが、所有権の帰属は別にして、会員が他の会員の知見をえて、その技術、知見に磨きをかけることは、大いに奨励されるべ

きである。その際当該会員に、謝意を明確な形で残すことを期待する。

- ・ 対価を伴う業務を会員が行った場合、採算に関係なく対価を支払うことができるが、これは剰余金を配分するというものではない。

(2) 営業活動に対する成功報酬支払い

事務局より営業活動に対する成功報酬支払いの提案がされた。本案に対し、下記の意見について討議されたが、結論に至らず、継続して審議することになった。

- ・ 大きな単発業務と小さな継続業務
- ・ 顧客に請求できない営業経費
- ・ 実施者が会員の場合と会員外の場合
- ・ 報酬%はガイドライン
- ・ 成功報酬だけでなく、日々の営業活動の日当あるいは営業委嘱制度
- ・ 事務所経費と管理費%、報酬%

5、報告事項

(1) 会員報酬支払実績

中小企業支援事業を中心に会員への支払件数が増えて来た。その為、黒山専務理事から資料により実績の説明があり、営業担当者への報酬の項を除き、了承された。

(2) 報酬・料金等の所得税の事前徴収額及び納税額

上記の支払に伴う、源泉徴収額の実績報告が事務局からあり、了承された。

(3) 中小企業支援事業成行報告

黒山専務理事から中小企業支援事業成行報告があり、了承された。

(4) 平成 18 年度会費納入状況

事務局より納入状況の説明があり、了承された。

(5) 平成 18 年度届出書類

事務局より官庁へ書類が提出され、所定の手続きが終了した旨の報告があり、了承された。

6、次回理事会

9月27日(水) 13時10分より、品川区第二区民センター、第二集会室で開催予定

閉会 (16時30分)

上記議事の経過と要旨を明確にする為に議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに記名捺印する。

2006年8月23日

シニアエキスパートフォーラム 第46回理事会

議長 印

署名人 印

署名人 印